令和2年度 第3回春日市教育委員会定例会 議事録

- 1 開会及び閉会に関する事項
 - ① 日 時 令和2年5月29日(金) 開会 午前9時30分 閉会 午前10時45分
 - ② 場 所 春日市奴国の丘歴史資料館研修室
- 2 出席委員の氏名

教 育 長 扇 弘行 委 員 井 上 佳 子 委 員 魚屋 けい子 委 谷 員 康浩 員 安 本 誠一 委

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長 神田 芳 樹 教務課長 藤井 謙一郎 学校教育課長 今 福 保 幸 三 地域教育課長 瑞恵 丸 地域教育課主幹 市 場 結 実 文化財課長 髙 勘治 田 教務課統括係長 長 崹 慶 人

 教務課統括係長
 井 本 正 美

 教務課主任
 佐 藤 嘉 晃

4 議事の大要

別 紙

午前9時30分 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和2年度第3回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。谷委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第3号議案 社会教育委員の委嘱について

○扇教育長

第3号議案、社会教育委員の委嘱についてでございますが、この議案は、内容上、人事に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、 非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第3号議案を非公開とすることについて、 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第3号議案は非公開とします。

- ・第3号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第3号議案は、全員賛成により可決。
- (2) 報告第1号 臨時代理について(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に関する意見の申出について)

○扇教育長

報告第1号、臨時代理について(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について)でございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関

する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。報告第1号を非公開とすることについて、 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により報告第1号は非公開とします。

- ・報告第1号は、非公開。
- ・審議の結果、報告第1号は、全員賛成により承認。
- (3) 報告第2号 臨時代理について (春日市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正 する条例の制定に関する意見の申出について)

○扇教育長

報告第2号、臨時代理について(春日市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について)でございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。報告第2号を非公開とすることについて、 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により報告第2号は非公開とします。

- ・報告第2号は、非公開。
- ・審議の結果、報告第2号は、全員賛成により承認。
- (4) 報告第3号 臨時代理について (財産の取得に関する意見の申出について)

○扇教育長

報告第3号、臨時代理について、財産の取得に関する意見の申出について、事務局から 説明をお願いします。

○今福学校教育課長

報告第3号、臨時代理について、財産の取得に関する意見の申出について説明いたします。

報告理由につきましては、タブレット型パソコンを取得するに当たり、2,000万円以上の物品の購入については、議会の同意を得る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から教育委員会の意見を求められたが、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、春日市教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告し、委員会の承認を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、件名がタブレット型パソコンで、納入場所が春日市立小 中学校でございます。

事業概要といたしましては、学校におけるICT教育の環境整備、そして、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、オンライン環境のない家庭の児童生徒の家庭学習支援のための貸出用を兼ねたタブレット端末の購入であります。

予算措置につきましては、5月2日の臨時議会で補正予算の議決を得たもので、予算現額及び執行金額は議案書のとおりでございます。上が小学校分、下が中学校分となります。納入期限につきましては、夏季休業前の7月17日までとしております。

取得方法につきましては、タブレット端末の需要に供給体制が追いつかない状況の中、できる限り早期に、遅くとも夏季休業前に取得する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、緊急の必要により競争入札に付することができないときとして、随意契約の方法により相手方の選定を行っております。

説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

質問ですが、現状では大体どれぐらいの世帯の方が足りないとか、何パーセントとか、 台数としては何台導入とかいうのは、詳細は出ているのですか。

○今福学校教育課長

この予算編成時には、実態がほぼ一部しか分かっておりませんでしたので、かなり多め

に見積りまして、児童生徒数の15パーセントで1,680人が足りないと見込み、学校に既に配備しているタブレットの数を差し引いて、1,300台で予算を計上しておりました。

最近になって、改めて学校で調査の聞き取りをしますと、もう少し人数は少なくなって、オンライン環境がない世帯が600世帯ないぐらいで、端末の不足数が1,000台いかないのではないかというふうに見込んでおります。

今回、1,300台を購入いたしますので、既設のタブレットと合わせれば十分に対応は可能だと考えております。

○安本委員

大体1台当たりは、いくらぐらいになりますか。

○今福学校教育課長

機器の予算の積算上は52,700円を見込んでおりましたが、実際はその9割ほどで購入できるようになっております。

○神田教育部長

機器と初期設定分の作業代等を合わせて52,700円です。いろいろな設定をする労務も含めていますので、実際の単体の価格は積算上は45,000円です。

○今福学校教育課長

詳細を申し上げますと、45,000円で積算したのがタブレット本体と管理ツールといわれるいわゆるログインの設定ですとか、悪徳サイトへのアクセスを制限するとか、そういう管理ツールの費用を45,000円で見込んでおります。それと搬入と設置、設定料その他で7,700円を見込んで、合わせて52,700円で積算しておりましたが、実際はそれよりも1割程度安い額で見積りが出てきたものでございます。

○安本委員

もう一点よろしいでしょうか。今のは端末だけですよね。オンライン環境がないということは、御自宅にWi-Fiとかがない場合はどうなりますか。

○今福学校教育課長

5月2日の議会の方で消耗品としてルーターを、全児童生徒数の15パーセント程度の台数を計上しております。

それから、補助金として1か月1,000円の4,000円を計上しておりまして、実際の執行の場合は、これを組み合わせて通信契約を付した形で、ルーターを購入しようと考えておりますが、ルーターの方が実は一番市場の状況が厳しくて、業者からいろいろな提案とか状

況とかを聞き取っている段階で、まもなく発注にかかれるのではないかというふうに考えております。

○魚屋委員

以前お聞きしたかもしれませんが、コロナウイルスが終息した場合、貸出用のタブレットパソコンがどういうふうになるのか。引き上げるのか、そのまま御家庭に貸し出したままにするのか。そのあたりを教えてください。

○今福学校教育課長

基本は、学校におけるICT教育環境の整備ということですので、学校の授業で使用するものでございますが、例えば、不登校の児童生徒の指導を行う場合等は、また柔軟に考えて貸出し等も考えていきたいと思っております。

○魚屋委員

もう一点よろしいでしょうか。通信料の補助として1世帯1,000円ということで、5月 2日の資料に書いてあるのですが、これが4か月だけですよね。これがもし延びることに なると、また補正予算を組まれるということでしょうか。

○今福学校教育課長

補正予算になるのか、予算の流用等で対応するのか、そこはまだ決めていないのですが、 実際に通信契約がないルーターの貸出しは実効性がないだろうということで、実際に貸し 出す際は通信契約を付した形で貸し出せるように考えております。

その際は、市の単費持ち出しが同じぐらいの額になるようにしたいのですが、実際のオンライン環境がない世帯というのが見込みよりもかなり少なくなりそうなので、おそらく600世帯いかないのではないかというふうに、今のところ見込んでおりますので、既決予算の額の範囲内で十分対応は可能だろうと判断しております。

○谷委員

前年度でタブレットは学校に何台ぐらい配備してありますか。

○今福学校教育課長

前年度に購入したタブレットは240台でございます。それからPC教室がございますが、 そちらの方にデスクトップ型とかノートパソコンではなくて、タブレットとして配備した 分もございますので、それを合わせると380台になります。

1,680台から380台を引いて、今回1,300台を購入するという形になっています。

○谷委員

これを導入して、何に使うのですか。結局、小学校でやっているのは朝の会ですよね。 中学校であれば、先日拝見しましたが、授業形式がありますけれども、これを配付して。

○神田教育部長

今は学校が再開しました。当面はオンライン学習ではなく対面の学習になりますが、御存知のとおり北九州市で感染者が出ている中で、第2波とか第3波も備えるという部分が一つございます。

それと中学校はかなりオンライン学習という形で進んできていますので、夏休みも短いですけれども、その中も含めてオンライン学習を中学校は進めていくものと思います。

小学校については、まだ朝の会程度ですが、そういう取組に対して環境がない世帯については貸出しという形になってくると思います。

それ以外の通常期であれば、通常の学習の中で、小学校では新しい教科書にQRコードが付いています。例えば、補助的な映像が見られるとか、そういった形で通常の状態でのこういったICT機器を活用して、教科の内容が深められるような形になっていますので、通常期になってくると、そういった形でICTを活用した学習の深まりに是非活用していただきたいと考えています。

○谷委員

1,300台購入で、配付は学校からの要請に応じて配付するという形になるのですか。それとも均等に分けてという形ですか。

○今福学校教育課長

そこは学校の状況に応じてということになります。授業の活用の状況とかに応じて配付をいたします。

○谷委員

小中含めてですか。

○今福学校教育課長

小中含めてでございます。

○扇教育長

これはGIGAスクールの一環ではありますよね。

○今福学校教育課長

国は、GIGAスクール構想というものを打ち出していまして、児童生徒1人1台相当の端末を整備する方針を出しております。これが令和4年度末までというふうにされていたのですが、今回のコロナウイルス感染症の拡大を受けて、今年度までに短縮をされています。

だから、今年度内に整備をしないと、国の助成を受けられないということになりますので、残りの台数についても今検討をしているところでございます。

○谷委員

そうすると、前倒しになるのか分かりませんけれども、学校に各生徒1台タブレットを 用意する形になるということですか。

○今福学校教育課長

それについて今検討をしているところでございます。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、報告第3号臨時代理について、財産の取得に関する意 見の申出について、ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

はい。全員賛成でございます。報告第3号、臨時代理について、財産の取得に関する意 見の申出について、全員賛成をもって承認いたしました。

(5) 報告第4号 臨時代理について (財産の取得に関する意見の申出について)

○扇教育長

報告第4号、臨時代理について(財産の取得に関する意見の申出について)でございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。それでは、委員の皆様にお諮りいたします。報告第4号を非公開とすることについて、 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成により報告第4号は非公開とします。

- ・報告第2号は、非公開。
- ・審議の結果、報告第4号は、全員賛成により承認。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告ですが、教育部長の方から説明をお願いします。

○神田教育部長

教育長報告でございますけれども、先立って説明させていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますが、新型コロナウイルスに関する公共施設の開館等の状況ということで、まず、小中学校については、5月21日から分散登校が始まりまして、最初の2日間で、2日に分けてということなので、2日合わせると全員ということになります。それに対して、感染を不安に感じるというものを表に出していますけれども、4ページを御覧ください。

出席停止状況ということで、欠席扱いにならないという区分がここの表の表題にあるところで、感染した方、濃厚接触者、発熱、風邪症状、そして感染を不安に感じる合理的な理由ということでございます。

5月21日と22日が分散登校で2日合わせて全学年が全員登校することになります。0.8 パーセントの出席停止の事由に該当した欠席者という状況でございます。人数は合計で93 人でございます。

25日、26日になりますと、合計数114人で1パーセント。

27日と28日は、小学校と中学校で様相が変わりまして、小学校は分散登校ですから、27日と28日の2日間で63人ということで、少し減った感じになっています。中学校は27日以降、午前と午後に分けてということでございますから、1日で全員が来るということですから、1日当たりということで、27日が41人、28日が29人ということで、大体1パーセント前後がこの事由に該当する状況になっております。

それ以外ということで、市民図書館につきましては、19日から図書館又は配本車をステーションに送り出しまして、予約本の受取だけ開始したところ、こういう状況でございます。特に密になっている、列を成して混乱するという状況はございません。

なお、表の欄外に書いてありますとおり、今週の26日火曜日から市民図書館本館を開けておりますけれども、例えば、滞留できる椅子のところに座らせない、雑誌コーナーを閉じるなど、感染拡大防止の対策を取っております。

星の館につきましては、施設内には入れさせずに、表の広場がございますので、そこに 望遠鏡を設置しての観察ということで、こちらにつきましても、3密防止という中で取り 扱わせていただいて、この人数が最初の金土日で来られたという状況です。

文化財施設は、正にここでございますけれども、20日から、入館する際にお気づきになられたかと思いますが、カードに名前を書かせるとか、それ以外の3密の対応をしながら、こういった状況でございます。ドームについても、受付をした後にお出でいただくという形です。のぼり窯体験広場は予約制でこういう状況です。最初の1週間につきましては、資料館の利用者の多くがトイレのみの利用による入館だったという状況でございます。

公共施設の開館状況についての説明は以上です。引き続き教育長からお願いします。

○扇教育長

引き続き、資料の2ページを御覧ください。今日は全ての児童生徒が学校に参りますので、この文書を子どもたちに渡すということで、今日の日付にしています。

臨時休校をした関係で、どれだけ授業時間が不足しているのかということですが、3月 段階が13日、4月から5月にかけて授業が始まりだした日数を計算しますと27日分、合計 で40日分あることが分かります。

これを夏休み、秋休みの期間変更で、13日分取り戻します。さらに1時間の授業時間を5分ずつ短縮して、朝の読書タイムなどの時間を取り込んで1コマ作ります。朝の登校時間、下校時間を変えることなく、7コマ作って、取り戻すのが25日です。最後に、運動会その他遠足、社会見学等の学校行事等の精選削減によって2日ないしは5日ほど回復しようというものです。

3月分については、家庭学習において課題プリントに取り組み、さらに教科書等を使っているものについては、評価できるものとみなしてよいという文科省の方針がございました。それに併せて4月以降も未履修の学習内容もきちんと指導するということです。

小学校1年生に関しては、この40日間で本来4月以降に習うべきところを丁寧に時間を かけて習得させていきたいと考えております。

未履修問題や臨時休校中の学習内容に関する習得の在り方についての説明責任を果たす ということで、この文書を保護者にお渡しするものです。なお、市のホームページにも掲 載する予定にしています。

3ページは、6月2日に春日東中学校で筑紫地区中学校校長会がございます。その中で 部活動の練習試合に関する条件を確認するというたたき台で、一昨日、中学校校長会長が 筑紫地区の5名の教育長に出向いて説明を行い、了承を得ているものです。詳しいことは 申しませんが、代替試合を積極的に開催していくことについては、慎重にしようというス

タンスです。

また、部活動練習が始まってすぐに練習試合を行うというわけにはいかないと思います。 体が故障するととんでもないということで、部活動を再開して1か月後ぐらいから試合を、 できればそれぞれの市内の中で実施ということでございます。

報告内容は以上ですが、このことについて質疑を受けたいと思います。

○安本委員

4ページですが、出席停止状況で発熱とあるのは、文科省がいう37.5度以上ですか。発 熱の定義というのはどのようにされていますか。

それと感染を不安に感じる合理的な理由というのは、保護者側ですか、子どもでしょうか。 どちらですか。

○神田教育部長

基本的には保護者の申出です。個人的な考えですけれども、発熱も風邪症状も不安を感じるも、中に同じ理由で、出てきた連絡内容が違うだけという場合もあるのではないか。ずっと一定程度の割合で発熱の児童がいるというのも実際はどうだろうとか、分かりませんけれども、ここのところが総合的に不安な御家庭なのかなという見方も一部しております。

○安本委員

ということは、平熱よりもうちの子どもは最近高いなということで休ませている家庭も あるということでしょうか。

○神田教育部長

熱がありますからお休みをいただきますという連絡を受けて、ちょっと風邪具合が悪く てという連絡を受けているということです。

○安本委員

ちょっと気になるのが、今までずっと休みで、いきなり学校が始まると、夏休みと同じ 感覚で不登校に近くなる子どもたちが増えるということが経験上あるので、この4人から 13人に増えたのが気になって、人数が3倍ですから。

○神田教育部長

逆に、これは出席停止ということで欠席扱いではないということですので、別の理由で 欠席しますということがあったものは統計に入っていません。それは正に欠席ですので。 学校が再開してきて、全容が見えてくるのかなと思っています。

○安本委員

厳しい言い方になるかもしれませんが、これを理由に学校を休ませる親というのが出てきたりとか、この13人の子どもたちの普段の学校の休みの状況はどうなのかとか、ちょっと気になりまして、数字が多いと個人的に思ったので、ちょっとそこを調べられたらいいのではないかというのが一つです。

それともう一つ、教育長にお尋ねしますが、前回も私が発言したと思いますが、2ページの学校行事の精選というのが、例えば運動会はもう実施しないということになったら、小中学校全部一律にしないということになりますか。例えば、うちの小学校は6年生に思い出で運動会をさせたいという校長先生が現れた場合に、それを教育委員会としてはやらないということになりますか。どういう扱いになりますか。

○扇教育長

基本的には春の運動会は延期という形にしています。中学校については6中学校とも秋に持っていくことはできませんので、6中学校とも中止です。小学校については、1校だけが元々秋に運動会を予定していました。第2波、第3波がいつ起こるかもしれません。そこで、実施種目と練習時間を縮減したコンパクトな運動会を提案してくれないかと校長にお願いしているところです。今後の他の学校の参考になると思います。

他の小学校が秋に運動会を実施するとなりますと、授業時数確保計画から再度30時間ほど消えてしまいます。小学校の校長会に検討をお願いしていますのは、体育の授業の公開を2時間目と3時間目等に一斉に揃えて実施する形です。練習時間もさほどかかりませんし、体育の時間の延長というのであれば、教育課程の中に位置付けられます。そういうことで調整させているところです。

ですから、今の段階では小学校の運動会を全面中止とは判断していません。

○安本委員

一律にですね。

○扇教育長

学校間で実施内容や実施時間等を揃えるようにと伝えています。

○安本委員

校長の判断ですか。

○扇教育長

1校だけは、コンパクトに運動会を提案してほしいと。残りの11校については、統一し

てくださいということです。

○安本委員

統一ですか。

○谷委員

しかし、今回の状況から考えると、例年どおり天神山小学校が秋だったとしても、足並みを揃えておいたほうがいいような気がします。

おそらく、うちは白水小ですけれども、やる気はないです。やはりリスクが高いというところで、どの小学校の先生も同じだと思いますけれども、それで天神山小は元々秋だったからするということと、今回のこれはちょっと趣旨がずれるというか、秋だろうが中止になるべきかと。

これは、校長会で決めることですか。天神山小は元々秋だったからしますというと、それはどうなのだろうという話になります。おそらく現場からいくと、自分の学校から出したくないというのがトップとしてあるでしょうから、そういう感じは現場と話をしていて感じますし、トップに立った人の判断としてはそういう状況を選ぶのではないかと思います。

話を聞いていて、これは教育委員会が決めることではないのですか。各学校の校長判断ですか。

○扇教育長

学校行事についてはそうです。

○安本委員

それが聞きたかったです。教育委員なので、もし教育委員会のここの委員で決めるということになると、すごく責任があると思います。

つまり、どういうことかというと、6年生というと私も記憶があるのですが、6年生の 運動会を今でも覚えています。地区対抗のリレーに出たとかいうことも覚えているのです が、結局6年生は思い出になります。

だから、1日中運動会をするのではなくて、例えば教育長がおっしゃったように、体育の授業の発表会を4年生、5年生に見せる。そうすると、低学年の子どもたちは、6年生はすごいなという感じで、いわゆる学年のつながりというのが出てきます。そういうのが集団なので。

だから、そういう発表の場というのを6年生に持たせてあげたらと思い、発言しました。 一律にここでやめなさいということになるのかどうかという感覚で、質問しました。

○谷委員

逆にいうと、いつぐらいが判断をする時期になりますか。いつぐらいまでなら引っ張れるというか、開催の判断をすることができますか。基準として。1か月前でも大丈夫でしょうか。

○扇教育長

地域の行事もありますし、その他の活動なども勘案していきますと、いつまでも延ばせません。どんなに延ばしても、7月中には方向性をきちんと持たないといけないでしょう。

○谷委員

おそらく6月の学校運営協議会でその議題が上がって、そこで決まるという方向性で白水小学校は動いていますけれども、もちろんやめますといった方が簡単というか、するっといきますから、楽というか、そういうふうにいくのかなと。それも今回に限っていうと仕方がないのかなと。北九州市で第2波が来ているということもありますので、進捗も見ながら、本当はぎりぎりまで判断を延ばしてほしいというのもあります。

○井上委員

学校行事というのは年度当初にきちんとできているべきものであって、こういう緊急のことが起きた時に、ということだとは思います。ただ、学校独自に行事を決めるといっても、やはり自分の学校だけということはなかなか学校長としても難しいと思います。

だから、やはり市内の校長会との相談で。

○谷委員

市内で統一して動いた方がいいです。こっちがやって、こっちはやらないとなると、な ぜやるのか、なぜやらないのかという話になりますから。

○井上委員

やる理由とやらない理由で納得がいけば、違ってもいいかもしれませんけれども、なかなか難しいだろうと思います。

○安本委員

だから、校長会の判断ということになりますよね。

○扇教育長

最終的には、校長の判断ですけれども、ただ、今回の場合は統一した方がいいだろうということで、小学校の校長会に揃えるように伝えています。

○安本委員

分かりました。

○井上委員

先ほど安本委員が言われたことに関してですけれども、感染を不安に感じる合理的な理由というのが、ちょっと引っかかっていて、どういうものが合理的な理由ですか。それを聞かれて、人数的にいうと、減っているとは言えないと思うし、それに対する学校側の対応というのも必要だと思うし、どういうふうに判断したらいいですか。

○扇教育長

合理的な理由についてですが、不安に思っていることを克明に聞きだすことはできません。それを開けてみることはできないですし、思ってあったら仕方がありません。これは春日市だけではなくて、ほとんどの学校で保護者からそういう申出があっているようです。 文科省の方針でもありますが、そういうものが出てきたときには、合理的な理由で出席停止にするようにとあります。申出があったらそうだなというのが現状だろうと思います。

○井上委員

保護者から聞いて受け止めても、今の状況ではそれに対して説得する理由がないですよ ね。学校が大変だと思います。

それでも、減ってきていると判断していいのでしょうか。

○扇教育長

今は、分散登校から徐々に再開してきていますけれども、こういう感染する可能性がある、怖いから休ませますと連絡される保護者の中にも、6月1日以降は登校させますというのは聞いていますので、おそらく6月になったら、減るのではないでしょうか。

小学生の中にアレルギーが酷くて感染が怖いと連絡された保護者がいらっしゃいました。確かにそう感じられると思います。その方も感染した場合の病床は春日市にどのぐらいあるのかという質問に対しまして、きちんと調べて報告をしましたところ、「それなら安心しました」と返答をいただいています。このように丁寧に対応していますので、おそらく6月以降は少なくなるのではと思っています。

○谷委員

学校に感染拡大防止という形で、アルコールか何かを各学校に配ってありますか。これ はどこから配給してありますか。要は、子どもが帰った後に机やいろいろなものを拭く作 業が結構大変みたいです。子どもたちができることは子どもたちにやってもらおうという ことでやっているみたいですけれども、今はアルコールを市から配給してもらっていますということですけれども、これはどこがされているのですか。

○神田教育部長

学校教育課から措置しています。

○谷委員

これはいつまで提供されるのですか。

○神田教育部長

いつまでというか、まだ発注分は来ていないと思います。随時、いろいろな手立てを講じています。企業から次亜塩素酸水関係の寄付などもあっております。市でも発注をかけながら、必要分は教育委員会で措置しているという状況です。

○谷委員

そういう各小中学校に感染防止の除菌について、教育委員会からはどういう指導をしているのですか。それも校長会で独自の判断ですることになっているのですか。教育委員会からはそういう指示はしないですか。

○扇教育長

文科省からいわゆる3密への対応も含めて消毒の必要性の指示も出ていますので、消毒液も含めて発注をしています。現在、現品が届かないようですが、全く来ないわけではありません。それ以外にも各家庭でマスクの用意ができないことも想定して予算措置していますので、学校教育課の保健担当が手配をしているところです。

また、定期的に学校にどんな様子か、どれぐらい残っているのか、聞き取り調査をしていきたいと思います。

○谷委員

消毒を学校がどれぐらいまでするといった投げかけはしているのですか。教育委員会からこういう消毒をしなさいと。要は、ドアノブを全部除菌しなさいとか、生徒が座ったところを拭きなさいとかそういう指示は出さないのですか。

○扇教育長

消毒をしなさいという指示は出しています。

○谷委員

消毒しなさいということで、後は学校のレベルで、学校の判断でどの程度やるかは決めるのですか。

○扇教育長

文科省から消毒箇所の参考資料も出ておりますので、それを参考に、小学校、中学校と もそれぞれ校長会でどこをどのように拭くか等、ほぼ統一して取り組んでいます。学校再 開後は、生徒会活動の一環として保健委員会などが機能していくと思います。

消毒液などの調達関係は、学校教育課で計画的に実施しています。

なお、学校から消毒液が無くなった、マスクが無いと、緊急に欲しいといった電話がかかってきますけれども、まずはブロックで融通するように指示を出しています。中学校はマスクでも消毒液でも結構余裕がありますので、まずは、ブロックで融通するように、もし融通が困難な場合は必ずこちらに連絡するように伝えています。春日市全体の中でもそういう融通を何回かしたことがあります。

谷委員が言われましたように、学校が先細りになって危ないという状況があれば、それは今日にでももう一度確認をします。

○谷委員

それから、生徒が帰った後に除菌をするというのは、どこまでするのですか。生徒の机は自分で拭けばいいでしょうけれども、学校内の消毒というか、除菌というか、そういうものはマニュアルか何か春日市から出してありますか。

○神田教育部長

文科省から学校再開のマニュアルが従前から出ていまして、状況に応じて改訂されます ので、そういったものを参考に学校は対応しているという状況です。

○谷委員

学校サイドでやるということですね。私はあまりやり過ぎてもどうなのかなと思って、 どういう基準でされているのかということを確認したいのです。

○神田教育部長

文科省から学校再開に当たってのQ&Aとか、マニュアル的なものが頻繁に改訂されて 通知されていますので。

○谷委員

文科省のホームページか何かを校長が見る。

○神田教育部長

その都度通知していますので、情報提供をしています。

今回の分散登校の時は、中学校の場合は午前と午後で生徒が入れ替わるけれども、午前中で一度消毒されるということでした。

○谷委員

聞いていると、結構大変だということでした。

○扇教育長

大変だけれども、今は汗をかいてくださいとお願いをしています。そうしないと、保護者や児童生徒の不安感が消えない、少しでも払拭したいということで、大変だろうけれども今は汗をかいてくださいとお願いしています。

○谷委員

どこまでやるかというのは学校の個別判断ですか。

○扇教育長

状況を見ながら、指示を出したいとは思います。

○谷委員

そのあたりの大枠を自分なりに知っておきたいと思って、これでみんな動いているのかどうかということです。

○魚屋委員

一つよろしいでしょうか。長い休校になって、不登校も気になるところですけれども、 家庭内でのDVも気になっておりまして、そういう情報は教育委員会の方には上がってき ているのでしょうか。

○扇教育長

今のところ、小学校においてこの3か月の間に全然子どもが成長していないなという学校の判断がありました。ちょっとやせているということで、子育て支援課と連携をして、児童相談所とも連携をして、保護者と面談をして、聞き取りをしています。児童相談所もかかわってしばらく要観察にしましょうというのが一つありました。

中学校では、家出をした生徒がいました。春日警察署の協力でGPS反応をキャッチして、それを受けた学校関係者が駆けつけ、保護しました。相当不安感があったのではないでしょうか。大きくはこの2点です。

後はDVに関しては、学校も慎重に対応しているところです。昨年度、20件近くありましたので、教員もそのあたりをしっかり見ています。今は分散登校で、来週からは全校で完全再開になりますので、通常どおりの対応をしていきたいと考えています。

○魚屋委員

人権擁護委員として取り組んでいる子どもの人権SOSミニレターですけれども、ここ数年は6月上旬に配付だったのですが、春日市は9月1日からの配付になっておりますので、多分そういう相談が増えてくるのではないかと私は懸念しております。

できれば、皆さんに気をつけていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

- (2) 教育委員報告 なし
- (3) 事務局報告

○扇教育長

事務局から報告がありましたらお願いします。

○神田教育部長

先ほどの議案で出てきましたタブレットの購入であるとか、後で説明があると思いますが、図書カードを配付します。それに加えて市のコロナ対策として、新たに一つ増えまして、就学援助世帯への昼食費の支援ということで、休校期間中に本来は給食があったところ、御家庭には負担感があっただろうと。

生活保護世帯については、保護費の中で給食が学校休業になっても減ずることなく支給されているということで、市の単独で就学援助世帯という一定の基準の所得以下の世帯を対象に、できるだけ早く支給したいということで、今ある予算の、通常は給食を食べていただいたら、就学援助世帯にお金を振り込むという部分の執行残の範囲内で計算をしまして、牛乳代までは出ませんでしたけれども、主食副食分ということで、臨時休校期間中ということで4,000円を6月に支給できるということで計画をしております。それが教育委員会の新しい三つ目の対応ということで報告します。

それから、図書カードの配付についてですけれども、文書を配付しておりますので御覧ください。

○扇教育長

図書カードについては、6月2日に市内の児童生徒一人一人に図書カード2,000円分を

各担任から手渡すようにしています。

担任から子どもたちに対して、地域の皆様からの応援ですよという形で、子ども達の心に届くように配ってくださいということでお願いをしています。

これについては、自治会長さんの方から貴重な御意見をいただいて、ただ渡すのではなくて、地域の方々の応援があって、よく頑張ったねということをしっかりと伝えてほしいという御意見がありましたので、それを尊重いたしましてこういう形にしております。

なお、市内在住の私立中学校、国立中学校等に行っているお子さんにも郵送で渡すようにしています。

他にございますか。

○藤井教務課長

校庭の利用に関してでございます。児童生徒については、コロナ感染症拡大防止という 観点から校庭を使うことについては制限をかけておりました。校庭には遊びに来ないよう にという形でお知らせしていたところですけれども、6月1日から分散登校から一斉登校 へ切り替わることに併せまして、6月1日からの放課後は子どもたちに校庭を開放するこ とにしております。

ただ、校庭利用にあたっては、引き続き今までどおり感染症拡大防止に努めながら、例 えばせきや熱の心配がある時や、あるいは遊び方についても集団での飛沫感染等にも気を つけながら、使っていただくような形で促していこうと考えているのがまず一点です。

これは児童生徒の放課後利用の分というところですけれども、それと併せて学校施設を 社会体育の団体が利用を今までしていたところですけれども、社会体育の利用団体の利用 も6月2日から再開することとしております。

6月2日に日にちを設定した理由でございますけれども、中学校の部活動の再開が6月2日からになっておりますので、そちらに合わせて再開するところでありますけれども、実際は学校の先生方は放課後に一生懸命に除菌作業をされているのに、せっかくきれいになっているところに社会体育の方が来られて翌朝にまた消毒しないといけないのかということになっては大変ですので、スポーツ担当の所管といろいろと話をさせていただいて、まず、利用するに当たっては終わった後にきれいに消毒等をしっかりしていただく。

また、使用している間もしっかりと窓を開けて感染の防止に努めていただきながら利用していただく。また、利用に当たっては感染防止に努めていただくということで、いくつか条件をスポーツ担当の方で付けていただきまして、それをしっかり守れるという誓約書を出していただいた団体に利用いただくという形で、制限を付けていただいていますし、仮にそこで感染者が出た場合には追っていけるようにということで、誰が利用しているのかということもしっかり分かるように届出していただいておりますので、6月2日から社会体育の利用も再開することとなりますが、そういった形で支障が生じないように配慮しながら使っていただくように考えているところです。

○扇教育長

他にございませんか。

○市場地域教育課主幹

今日配付しております令和2年度市民図書館新規事業についてという資料を説明させて いただきます。

2枚目にチラシを表裏で付けておりますけれども、来週の6月2日から市民図書館の方で、電子図書館と郵送貸出という二つの新しいサービスを導入することにしております。

どちらも在宅で図書館サービスを受けることができるということで、市民の利便性の向上を図るという目的で導入されております。こちらの二つについては指定管理者の提案事業になっております。

電子図書館につきましては、市民図書館のウェブサイト上で電子書籍の貸出を行うものになります。春日市民であればどなたでもIDとパスワードの発行を受けていただいて御利用いただけるようになります。利用する際の通信料は利用者負担になります。

郵送貸出についても、図書の個人貸出し郵送でも受けることができるというもので、こちらは市民図書館の利用登録者を対象としております。こちらも往復の郵送料は貸出を受ける方の個人の実費負担となります。サービスの開始は6月2日からとなります。

良かったらこちらの方も御利用いただけたらと思います。説明は以上です。

(4) 主要行事報告 なし

【第5 調整事項】

- (1) 6月定例教育委員会議の日程について 令和2年6月24日(水) 午後3時 決定
- (2) 7月定例教育委員会議の日程について 令和2年7月29日(水) 午後3時30分 予定
- (3) 7月教育委員懇談会の日程について令和2年7月10日(金) 午前9時30分 予定

午前10時45分 閉会